

音源使用許諾契約書

第1条 著作権

音源購入者（以下、乙とします）が購入した楽曲は、その著作権は、楽曲制作者（以下、丙とします）に帰属し、合同会社ティーライズ（以下、甲とします）が著作隣接権を有し、楽曲著作権は権利団体に委託する事はありません。

第2条 適用

本契約は、乙が楽曲及び音源の録音使用、複製使用、放送使用及び演奏使用の使用許諾に関するものであり、本契約締結後も著作権は丙に、著作隣接権は甲に留保される。

第3条 使用範囲と期間

乙は、甲が提供した音源を、地域、期間、回数、制限無く、自己使用できるものとし、音源の自己使用に際しては、個別に甲、丙に何らの報告、対価の支払いを要さない。また、自己使用に際して、音源の一部をカットしたり、連結することができ、甲、丙はこれを予め包括的に承諾する。用途は第4条で定める禁止条項以外での自己使用を許諾する。乙が個人の場合は、乙本人のみ、乙が事業所の場合は、一事業所単位での使用に限る。

第4条 禁止条項

乙は、次の行為は行なわないものとする。

- (1)音源の全てあるいは一部をそのまま第三者に販布、貸与、送信、公衆送信、送信可能化、使用許諾等すること及び同目的で複製すること。
- (2)楽曲自体を改変し、又は改変させること。
- (3)公序良俗に反する利用
- (4)甲、丙の不評につながるような形（名誉や信用を毀損する行為、誹謗中傷、その他不要な目的）での利用

第5条 使用権の終了

乙が第4条に違反した場合、甲は本契約を解除することができる。また、甲は乙に対し相当の賠償金を請求することができるものとする。

第6条 著作者表示方法

乙が楽曲の著作権表示をする場合、丙を著作権者として表示するものとする。

第7条 免責

甲、丙は、いかなる保証・責任も負わないものとします。

第8条 協議解決と合意管轄

- (1)本契約に定めのない事項および本覚書の各事項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙とも誠意をもって協議の上、信義に即して解決するものとする。
- (2)本契約に関する紛争または疑義が生じ、協議解決しない場合は、日本法を準拠法とし、甲が選択する地方裁判所を管轄裁判所とする。

平成28年10月19日施行